淀川水系流域委員会 第4回琵琶湖部会検討会(H15.10.14) 資料 2-3-2 追加

# 第 25 回委員会(9/30)に提出された意見書(素案)に対する委員からの意見 (2003/10/14 9:30 現在)

江頭委員

### 2章 環境

基礎原案の中で少し気になることがあります.

河川の縦横・横断形状の連続性に関連する記述の殆どが,人工的に手を加えて,滑らかにする工夫が述べられております.それはそれで結構なんですが,これはあくまで河道形状の初期条件を与えたまでであって,その後は,「川が川をつくる」あるいは「自然が自然をつくる」といった理念に示されているように,河道の縦横断形状,平面形状は流水,流砂,植生の相互作用の中で形成されることが意識されていないように感じます.このような意見をどこかに挿入できないでしょうか.

### 3章 治水

### (4)その他重要事項

### 土砂対策の文末に次を挿入

なお,土砂移動の連続性に加えて,既往最大規模の出水時には,河道に対して大量の土砂や流木の流入がある.これらは洪水災害の拡大要因になるので,河道整備に際してはこれらを考慮しておくことも重要である.

### 地震の文末に追加

さらに,地震被害と出水とが重なる可能性もあることから,最悪の事態を想定した 危機管理のあり方について日頃から検討しておくことも必要である.

# 基礎原案についての意見書(素案)についての修正、追加意見

P10・下から 4 行目 (4) 漁業 以下の文章を追加する。

「特に、琵琶湖における漁業者は、伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を 日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵 琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが特に 重要である。」

(第 25 回委員会・参考資料 2 「基礎原案(整備内容シート含む)に対する委員からの 意見」から、川那部委員の意見を引用 P26)

# 原田委員

## 意見書素案への意見

10ページ 5(4)漁業

以下の1パラグラフを追加

従来、河川管理者と河川漁業組合との関係においては対立関係もしくは補償するものと 補償されるものの関係がめだっていたが、河川を協働で管理するものとしての関係を構 築・強化することが今後の重要課題である。

# 畚野委員

計画策定(2)情報の共有、住民との連携・協働、関係団体との連携

[原文では叙述が不十分で何らかの追加が必要と思われること]

第 24 回委員会で吉田委員から「自然保護団体」は「住民」と「関係団体等」のどちらに入るのか?と言う趣旨の発言があり、河川管理者が「住民」か「等」か、どちらかに入ります。とあいまいとも受け取られる回答をされていました。そのあとの議論の流れで吉田委員が「(現状では)行政に対して批判的な意見を持つ団体が選ばれないという声もある」という趣旨の発言もありました。

その後、はからずも第 25 回猪名川部会において、一般のかたのご意見として、自然保護団体を含む市民ネットワークから河川管理者に対して「円卓会議」を提唱したにも拘らず、河川管理者の側から、参加を見合わせるとの回答があったと聞きました。

その場で、私は「民主主義の原理」にもとる事案ではないか?また一般論として近頃行政側から「パートナーシップ」という言葉が頻用されるが、このような「トップダウン」型のやりかただけでは不十分ではないか?と言う趣旨の意見を述べました。

それに対し取りまとめリーダーの田中委員から「その意見を半ページほどにまとめて出すよう に」と指示を受けました。

以上の経緯をふまえて、(住民参加部会の検討を待ってますと間に合いませんので、)以下のような追加文案を提案いたします。よろしくご検討願います。

- [追加文案]上記素案 1.(2)の6行目:「計画の段階から関係住民、<u>住民団体等</u>」の部分を 「計画の段階から関係住民、自然保<u>護団体を含む関係団体等</u>」に書き換える。
- 〔注〕上記の意見陳述で、現時点では議事録等未入手のため、記載が正確でないところがあるかも知れませんが、ご容赦下さい。

### 村上委員

1~9の内容についてはほぼ異論ございません。

それよりも、「はじめに」と「おわりに」のトーンが気になりました。河川管理者の原案を積極的に評価している点(苦言つきではありますが)、また流域委員会の活動を「成功」「斬新」と書いている点に違和感を感じます。

淀川流域委員会と河川管理者の対話の中で形になったものはもちろん大きな一歩であり、「できたこと」としてアピールすべきですが、それに増して、「できなかった」ことをきちんと記しておくことが、今後の日本の河川行政へ本委員会の経験を生かす上で必要ではないでしょうか。

たとえば私が最後まで気にかかっているのは、縦割り行政の限界の解決や住民主体の河川管理への道筋などを示せなかったことです。そしてその原因の一つは、国土交通省の設置による委員会というスタイルの限界なのではないかと思っており、またもう一つは私も含めた委員の力不足ではないかと私は思っております。

そのあたりの「できなかったこと」は「できたこと」と等しい価値を持つ成果だと思いますが、 いかがでしょうか。

「おわりに」の最後二段も、「これだけの人ががんばった」ということには一定の評価をするとしても、「まだまだ多くの人たちの力を引き出しきれなかった」という点をしっかり反省すべきではないでしょうか。

税金を使ってやっている事業ですから、どれだけがんばったか、よりもどれだけの成果を出せたのか、が問われます。まだこれから成果を問われるという時点で、委員会自ら自分自身を褒めるのは、他者からみれば自己満足ではないでしょうか。国土交通省や庶務への謝辞も、もっと簡潔でよいと思います。

以上です。

本来は修正案を示すべきなのですが、細かな訂正ではないので、「このような文章に書き直していただきたい」という希望を述べさせていただきました。

作業部会の皆様には、多くのご苦労をおかけしている上に、注文を重ね、たいへん恐縮ではありますが、この約3年間の多くの方々の努力の結晶として格調高いものに仕上げることが大切と思いましたのでご意見させていただきました。

### 西野委員

#### 2 環境

(1) 基本的な考え方

p.3

これまでの河川整備は治水および利水に重点がおかれ、生態系や水質の保全など河川環境に対する十分な配慮が欠けていた。「提言」では、川づくりの理念の変革を求め、「自然は自然にしかつくれない」、「川が川をつくる」という認識のもとに、淀川水系がもつ多様な価値の復活に向けて、1960年代前半頃までの河川環境を目標として今後の河川整備を行うことを求めた。

p.3

しかし、基礎原案の「整備計画の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業による現状改変に大きな比重を置くあまり、従来型の治利水・利治水事業の

<コメント>

順番を変えた方がよい。 理由:他の文章では治水・利水となっている

(2) 自然生態系の保全、回復に向けた取り組み

p.3

「原案」では、「地域ごとの生物の生息・生育環境に配慮するため工事の施工法の検証<u>、や「</u>現状と変化を的確に把握するためのモニタリングを行い、結果をフィードバックするという順応的手法を採用する」、・・・

<コメント>

理由:明らかに別の内容の話であるため、「」で分けるべき。

p.4

しかし「原案」が目標とする河川環境は、実施すべき河川整備の方向性を示しているものの、 未だ抽象度の高い具体性を欠いた目標となっている。目標を実現するためには、達成度を具体的 に評価する指標を速やかに検討・作成すること、<u>自治体や</u>農林水産<u>省</u>部局などの関係機関との連 携を含めた実現の手段と時系列的な取り組みを明確にする必要がある。

<コメント>

理由:農林水産部局とは、どこの部局を指すのか不明確なため

(3) 河川の総合管理に向けた河川環境の統合的管理システムの構築

p.4

このため、情報の集約・公表・共有あるいは評価手法の開発のための場(組織)の確保が求められる。「原案」にある「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」は一つの出発点として評価できる

<del>重要である</del>ものの、将来的には水質・水位・水量及び生態系全般を対象とする広域的かつ統合的な管理機構(欧州におけるリバー・オーソリティをモデルとする)についての検討・実現が望まれる。

<コメント>

理由:原案の「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」に対する評価を書くべき

### (4) さらに検討すべき主な事項

p.5

また、琵琶湖では、湖岸道路によ<u>り</u>る水陸移行帯<u>が大規模に</u>の分断<u>されていることから</u>、内湖や水田との連続性<u>を</u>の修復<u>し</u>、生息地間の生物<u>の</u>移動<u>経路</u>を<del>保障し、連続性を</del>確保することが<u>緊</u> <u>急の課題</u>事要である。そのため、慎重な事前調査を行い、施工後のモニタリングを継続し、順応的に対応する必要がある。

<コメント>

理由:「水陸移行帯の分断を保証する」のは文章としておかしい。また「連続性を確保する」では意味が解りにくい。

p.5

・・・・・・・・・・・・・・。侵略<u>的</u>外来種の侵入に対しては繁殖しにくい自然環境を回復させる視点から、外来種対策とそのための調査研究などが重要かつ不可欠な課題である。 < コメント >

理由: invasive alien species の訳。最近はこのように訳すことが多いため

- 5 利用
- (4) 漁業

p.10

漁業については、「生物の生息・生育環境の保全・再生を目標とする各施策を実施し、結果として 水産資源の保護につなげる」とあ<u>るがり、横断方向・縦断方向の連続性の回復も含め、生業として</u> 漁業が継続的に成り立つように配慮すべきである。その成果

のモニタリングと評価のあり方についても検討する必要がある。

<コメント>

理由:連続性を回復するだけでは漁業の復活は難しいため、言葉の順番を変え、少し言葉を足しました。